

平成 29 年度 川西市特別職報酬等審議会 審議資料

第 2 回資料 (平成 29 年 8 月 2 日 (水))

阪神 7 市の特別職報酬等の状況.....	2
市長・副市長・教育長給料月額の改定状況 (直近 3 回)	3
議長・副議長・議員報酬月額の改定状況 (直近 3 回)	7
阪神 7 市「市長・副市長・教育長年収一覧 (本則)」	11
阪神 7 市「市長・副市長・教育長年収一覧 (削減後)」	12
阪神 7 市「議長・副議長・議員年収一覧 (本則)」	13
阪神 7 市「議長・副議長・議員年収一覧 (削減後)」	14
阪神 7 市「部長級等 (最高号俸) の状況」	15
類似団体の区分について.....	16
類似団体 (- 3) 特別職給料月額・議員報酬一覧 (本則)	17
全国の議員報酬等の状況.....	18
一般職給与改定状況 (人事院勧告ベース)	19
一般職給与改定状況 (部長級ベース)	20
平成 28 年度 県内 29 市ラスパイレス指数の状況及び川西市の推移	21
平成 26 年 12 月総務生活常任委員会議事全文.....	22

阪神7市の特別職報酬等の状況

(平成29年4月1日現在)

市	区分	人口	給料			適用年月日	議員報酬			適用年月日	議員定数	備考	
			市長	副市長	教育長		議長	副議長	議員				
川西市	人	155,500	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	26	市長18%、副市長13%、教育長8%、 H27.4～H30.12まで削減	
			(議員報酬に対する割合)	1,020,000	827,000	722,000	H27.4.1	728,000	653,000	592,000			H27.4.1
			削減額	172	140	122	備考参照	-	-	-			-
尼崎市	450,765	450,765	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	42	※直近の答申(H24.9.6)で、退職手当の水 準のみ減額とした	
			(議員報酬に対する割合)	1,177,000	942,000	805,000	※H20.4.1	797,000	717,000	640,000			H20.4.1
			削減額	184	147	126	備考参照	-	-	-			-
西宮市	488,079	488,079	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	41	※直近の答申(H29.3.27)で据え置きとした	
			(議員報酬に対する割合)	1,206,000	974,000	827,000	※H21.8.1	827,000	748,000	687,000			H21.8.1
			削減額	176	142	120	-	-	-	-			-
芦屋市	94,474	94,474	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	21	適用年月日:副市長H27.7.1、教育長 H27.4.1	
			(議員報酬に対する割合)	1,061,000	885,000	732,000	H27.6.11	737,000	653,000	591,000			H27.6.11
			削減額	180	150	124	-	-	-	-			-
伊丹市	196,632	196,632	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	28	市長10%、副市長6%、教育長1%、 H29.4～H30.3まで削減	
			(議員報酬に対する割合)	1,036,000	857,000	725,000	H27.4.1	720,000	646,000	584,000			H27.4.1
			削減額	177	147	124	備考参照	-	-	-			-
宝塚市	225,010	225,010	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	26	市長10%、副市長7%、教育長5%、 H28.4～H31.3まで削減 議長～議員3%、H29.1～H31.3まで削減	
			(議員報酬に対する割合)	978,000	795,800	682,000	H27.4.1	711,700	639,400	587,000			H27.4.1
			削減額	167	136	116	備考参照	690,300	620,200	569,300			備考参照
三田市	111,950	111,950	条例本則額	円	円	円	円	円	円	円	22	市長20%、副市長15%、教育長10%、 H29.1～H31.7まで削減	
			(議員報酬に対する割合)	982,000	785,000	687,000	H27.4.1	636,000	549,000	500,000			H27.4.1
			削減額	196	157	137	備考参照	-	-	-			-

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

川 西 市	条例本則額	適用年月日		S63.12.1	H4.4.1	改定率	H27.4.1	改定率	H29.4.1現在
		市長	給料月額	890,000円	1,040,000円	16.9%	1,020,000円	-1.9%	1,020,000円
		副市長		722,000円	843,000円	16.8%	827,000円	-1.9%	827,000円
		教育長		630,000円	736,000円	16.8%	722,000円	-1.9%	722,000円
	削減額	削減措置期間		H19.4.1 ~H26.12.31	H27.1.1 ~H27.3.31(延長)	/	H27.4.1 ~H30.12.31	/	H29.4.1現在
		市長	削減内容	20%カット	20%カット	/	18%カット	/	18%カット
			削減後月額	832,000円	832,000円	/	836,400円	/	836,400円
		副市長	削減内容	15%カット	15%カット	/	13%カット	/	13%カット
			削減後月額	716,550円	716,550円	/	719,490円	/	719,490円
		教育長	削減内容	10%カット	10%カット	/	8%カット	/	8%カット
削減後月額	662,400円		662,400円	/	664,240円	/	664,240円		
尼 崎 市	条例本則額	適用年月日		H1.11.1	H3.11.1	改定率	H20.4.1	改定率	H29.4.1現在
		市長	給料月額	1,148,000円	1,234,000円	7.5%	1,177,000円	-4.6%	1,177,000円
		副市長		927,000円	997,000円	7.6%	942,000円	-5.5%	942,000円
		教育長		805,000円	844,000円	4.8%	805,000円	-4.6%	805,000円
	削減額	削減措置期間		H20.4.1 ~H25.3.31	H25.4.1 ~H28.3.31	/	H28.4.1 ~H30.3.31	/	H29.4.1現在
		市長	削減内容	25%カット	10%カット	/	10%カット	/	10%カット
			削減後月額	882,750円	1,059,300円	/	1,059,300円	/	1,059,300円
		副市長	削減内容	20%カット	10%カット	/	10%カット	/	10%カット
			削減後月額	753,600円	847,800円	/	847,800円	/	847,800円
		教育長	削減内容	10%カット	5%カット	/	5%カット	/	5%カット
削減後月額	724,500円		764,750円	/	764,750円	/	764,750円		

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

西宮市	条例本則額	適用年月日		H4.4.1	H6.7.1	改定率	H21.8.1	改定率
		市長	給料月額	1,226,000円	1,261,000円	2.9%	1,206,000円	-4.4%
		副市長		995,000円	1,022,000円	2.7%	974,000円	-4.7%
		教育長		827,000円	862,000円	4.2%	827,000円	-4.1%
	削減額	削減措置期間		H16.4.1 ~H17.3.31	H17.4.1 ~H21.3.31	/	H22.4.1 ~H26.3.31	/
		市長	削減内容	10%カット	20%カット	/	10%カット	/
			削減後月額	1,134,900円	1,008,800円	/	1,085,400円	/
		副市長	削減内容	5%カット	15%カット	/	7%カット	/
			削減後月額	970,900円	868,700円	/	905,820円	/
		教育長	削減内容	3%カット	10%カット	/	5%カット	/
削減後月額	836,140円		775,800円	/	785,650円	/		

H29.4.1現在
1,206,000円
974,000円
827,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

芦屋市	条例本則額	適用年月日		H4.4.1	H19.4.1	改定率	H27.6.11	改定率
		市長	給料月額	1,072,000円	836,000円	-22.0%	1,061,000円	26.9%
		副市長		894,000円	724,000円	-19.0%	885,000円	22.2%
		教育長		740,000円	614,000円	-17.0%	732,000円	19.2%
	削減額	削減措置期間		H8.1.1 ~H10.12.31	H14.1.1 ~H14.9.30	/	H14.10.1 ~H19.3.31	/
		市長	削減内容	10%カット	7%カット	/	20%カット	/
			削減後月額	964,800円	996,960円	/	857,600円	/
		副市長	削減内容	5%カット	5%カット	/	17%カット	/
			削減後月額	849,300円	849,300円	/	742,020円	/
		教育長	削減内容	1%カット	3%カット	/	15%カット	/
削減後月額	732,600円		717,800円	/	629,000円	/		

H29.4.1現在
1,061,000円
885,000円
732,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

伊丹市	条例本則額	適用年月日		H6.10.1	H19.4.1	改定率	H27.4.1	改定率
		市長	給料月額	1,121,000円	1,063,000円	-5.2%	1,036,000円	-2.5%
		副市長		927,000円	879,000円	-5.2%	857,000円	-2.5%
		教育長		785,000円	744,000円	-5.2%	725,000円	-2.6%
削減額	削減措置期間		H27.4.1 ~H28.3.31	H28.4.1 ~H29.3.31	/	H29.4.1 ~H30.3.31	/	
	市長	削減内容	10%カット	10%カット	/	10%カット	/	
		削減後月額	932,400円	932,400円	/	932,400円	/	
	副市長	削減内容	6%カット	6%カット	/	6%カット	/	
		削減後月額	805,580円	805,580円	/	805,580円	/	
	教育長	削減内容	1%カット	1%カット	/	1%カット	/	
		削減後月額	717,750円	717,750円	/	717,750円	/	

H29.4.1現在
1,036,000円
857,000円
725,000円
H29.4.1現在
10%カット
932,400円
6%カット
805,580円
1%カット
717,750円

宝塚市	条例本則額	適用年月日		H21.1.1	H24.4.1	改定率	H27.4.1	改定率
		市長	給料月額	1,021,000円	988,000円	-3.2%	978,000円	-1.0%
		副市長		835,000円	804,000円	-3.7%	795,800円	-1.0%
		教育長		716,000円	689,000円	-3.8%	682,000円	-1.0%
削減額	削減措置期間		H21.1.1 ~H24.3.31	H24.4.1 ~H27.3.31	/	H28.4.1 ~H31.3.31	/	
	市長	削減内容	10%カット	10%カット	/	10%カット	/	
		削減後月額	919,000円	889,000円	/	880,200円	/	
	副市長	削減内容	7%カット	7%カット	/	7%カット	/	
		削減後月額	777,000円	748,000円	/	740,000円	/	
	教育長	削減内容	5%カット	5%カット	/	5%カット	/	
		削減後月額	680,200円	654,550円	/	647,900円	/	

H29.4.1現在
978,000円
795,800円
682,000円
H29.4.1現在
10%カット
880,200円
7%カット
740,000円
5%カット
647,900円

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

三 田 市	条 例 本 則 額	適用年月日		H16.4.1	H24.10.1	改定率	H27.4.1	改定率
		市長	給料月額	1,000,000円	945,000円	-5.5%	982,000円	3.9%
		副市長		800,000円	756,000円	-5.5%	785,000円	3.8%
		教育長		700,000円	661,000円	-5.6%	687,000円	3.9%
削 減 額	削減措置期間		H18.4.1 ~H19.3.31	H19.4.1 ~H24.9.30		H29.1.1 ~H31.7.31		
	市長	削減内容	10%カット	20%カット		20%カット		
		削減後月額	900,000円	800,000円		785,600円		
	副市長	削減内容	8%カット	15%カット		15%カット		
		削減後月額	736,000円	680,000円		667,250円		
	教育長	削減内容	10%カット	10%カット		10%カット		
削減後月額		630,000円	630,000円		618,300円			

H29.4.1現在
982,000円
785,000円
687,000円
H29.4.1現在
20%カット
785,600円
15%カット
667,250円
10%カット
618,300円

議長・副議長・議員報酬月額の変定状況(直近3回)

川 西 市	条例本則額	適用年月日		S63.12.1	H4.4.1	改定率	H27.4.1	改定率
		議長	報酬月額	635,000円	742,000円	16.9%	728,000円	-1.9%
		副議長		570,000円	666,000円	16.8%	653,000円	-2.0%
		議員		516,000円	603,000円	16.9%	592,000円	-1.8%
	削減額	削減措置期間					H15.1.1 ~H18.10.31	
		議長	削減内容				5%カット	
			削減後月額				704,900円	
		副議長	削減内容				5%カット	
			削減後月額				632,700円	
		議員	削減内容				5%カット	
削減後月額					572,850円			

H29.4.1現在
728,000円
653,000円
592,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

尼 崎 市	条例本則額	適用年月日		H1.11.1	H3.11.1	改定率	H20.4.1	改定率	
		議長	報酬月額	790,000円	851,000円	7.7%	797,000円	-6.3%	
		副議長		714,000円	769,000円	7.7%	717,000円	-6.8%	
		議員		623,000円	671,000円	7.7%	640,000円	-4.6%	
	削減額	削減措置期間							
		議長	削減内容	削減なし					
			削減後月額						
		副議長	削減内容						
			削減後月額						
		議員	削減内容						
削減後月額									

H29.4.1現在
797,000円
717,000円
640,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

議長・副議長・議員報酬月額の変定状況(直近3回)

西宮市	条例本則額		適用年月日	H4.4.1	H6.7.1	改定率	H21.8.1	改定率
	議長	報酬月額		827,000円	862,000円	4.2%	827,000円	-4.1%
	副議長			744,000円	776,000円	4.3%	748,000円	-3.6%
	議員			662,000円	690,000円	4.2%	687,000円	-0.4%
削減額	削減措置期間				H7.4.1 ~H7.6.30		H17.4.1 ~H19.5.31	
	議長	削減内容			5%カット		5%カット	
		削減後月額			818,900円		818,900円	
	副議長	削減内容			5%カット		5%カット	
		削減後月額			737,200円		737,200円	
	議員	削減内容			5%カット		5%カット	
削減後月額				655,500円		655,500円		

H29.4.1現在
827,000円
748,000円
687,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

芦屋市	条例本則額		適用年月日	H4.4.1	H19.6.11	改定率	H27.6.11	改定率	
	議長	報酬月額		776,000円	698,000円	-10.1%	737,000円	5.6%	
	副議長			687,000円	618,000円	-10.0%	653,000円	5.7%	
	議員			622,000円	560,000円	-10.0%	591,000円	5.5%	
削減額	削減措置期間			H11.1.1 ~H11.5.31	H14.7.1 ~H15.6.10		H17.6.1 ~H19.6.10		
	議長	削減内容		10%カット	5%カット		5%カット		
		削減後月額			698,400円	737,200円		737,200円	
	副議長	削減内容			10%カット	5%カット		5%カット	
		削減後月額			618,300円	652,650円		652,650円	
	議員	削減内容			10%カット	5%カット		5%カット	
削減後月額				559,800円	590,900円		590,900円		

H29.4.1現在
737,000円
653,000円
591,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

議長・副議長・議員報酬月額の変定状況(直近3回)

伊丹市	条例本則額		適用年月日	H6.10.1	H19.4.1	改定率	H27.4.1	改定率				
	議長	報酬月額		780,000円	739,000円	-5.3%	720,000円	-2.6%				
	副議長			699,000円	663,000円	-5.2%	646,000円	-2.6%				
	議員			632,000円	599,000円	-5.2%	584,000円	-2.5%				
削減額	削減措置期間											
	議長	削減内容										
		削減後月額	削減なし									
	副議長	削減内容										
		削減後月額										
	議員	削減内容										
削減後月額												

H29.4.1現在
720,000円
646,000円
584,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

宝塚市	条例本則額		適用年月日	H21.1.1	H24.4.1	改定率	H27.4.1	改定率
	議長	報酬月額		732,000円	719,000円	-1.8%	711,700円	-1.0%
	副議長			659,000円	646,000円	-2.0%	639,400円	-1.0%
	議員			610,000円	593,000円	-2.8%	587,000円	-1.0%
削減額	削減措置期間		H24.7.1 ~H27.3.31	H27.4.1 ~H27.4.29		H29.1.1 ~H31.3.31		
	議長	削減内容	5%カット	5%カット		3%カット		
		削減後月額	683,000円	676,000円		690,300円		
	副議長	削減内容	5%カット	5%カット		3%カット		
		削減後月額	613,000円	607,000円		620,200円		
	議員	削減内容	5%カット	5%カット		3%カット		
削減後月額		563,000円	557,000円		569,300円			

H29.4.1現在
711,700円
639,400円
587,000円
H29.4.1現在
3%カット
690,300円
3%カット
620,200円
3%カット
569,300円

議長・副議長・議員報酬月額の改定状況(直近3回)

三 田 市	条 例 本 則 額	適用年月日		H16.4.1	H24.10.1 (据え置き)	改定率	H27.4.1	改定率
		議 長	報 酬 月 額	623,000円	623,000円	0.0%	636,000円	2.1%
		副議長		538,000円	538,000円	0.0%	549,000円	2.0%
		議 員		490,000円	490,000円	0.0%	500,000円	2.0%
削 減 額	削減措置期間							
	議 長	削減内容						
		削減後月額	削減なし					
	副議長	削減内容						
		削減後月額						
	議 員	削減内容						
削減後月額								

H29.4.1現在
636,000円
549,000円
500,000円
H29.4.1現在
なし
なし
なし

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧(本則)」

(平成29年4月1日現在)

		給料月額			地域手当	期末手当						年収(給与+地域手当+期末手当)					
		支給額				支給率	支給額			支給月数	役職加算	管理職加算	支給額(順位)				
		市長	副市長	教育長	市長		副市長	教育長	市長				副市長	教育長			
1	川西市	1,020,000円	827,000円	722,000円	10%	5,789,520円	4,694,052円	4,098,072円	4.3月	20%	なし	19,253,520円	3	15,610,452円	4	13,628,472円	2
2	尼崎市	1,177,000円	942,000円	805,000円	なし	5,546,612円	4,439,175円	3,793,562円	3.25月	45%	なし	19,670,612円	2	15,743,175円	2	13,453,562円	3
3	西宮市	1,206,000円	974,000円	827,000円	なし	6,222,960円	5,025,840円	4,267,320円	4.3月	20%	なし	20,694,960円	1	16,716,840円	1	14,191,320円	1
4	芦屋市	1,061,000円	885,000円	732,000円	なし	5,474,760円	4,566,600円	3,777,120円	4.3月	20%	なし	18,206,760円	6	15,186,600円	5	12,561,120円	6
5	伊丹市	1,036,000円	857,000円	725,000円	10%	5,286,190円	4,372,843円	3,699,313円	3.25月	20%	25%	18,961,390円	4	15,685,243円	3	13,269,313円	4
6	宝塚市	978,000円	795,800円	682,000円	15%	5,180,955円	4,215,751円	3,612,895円	3.25月	20%	25%	18,521,853円	5	15,071,257円	6	12,916,057円	5
7	三田市	982,000円	785,000円	687,000円	なし	5,067,120円	4,050,600円	3,544,920円	4.3月	20%	なし	16,851,120円	7	13,470,600円	7	11,788,920円	7

<算定方法>

{(給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×役職加算+(給料月額×管理職加算)}×支給月数

川西市の場合

{(1,020,000円+102,000円)+(1,020,000円+102,000円)×0.2+(1,020,000×0)}×4.3

役職加算 役職段階等に応じて定められた加算割合
 管理職加算 管理・監督の地位に応じて定められた加算割合

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧(削減後)」

(平成29年4月1日現在)

		給料月額			地域手当	期末手当						年収(給与+地域手当+期末手当)					
		支給額				支給率	支給額			支給月数	役職加算	管理職加算	支給額(順位)				
		市長	副市長	教育長	市長		副市長	教育長	市長				副市長	教育長			
1	川西市	836,400円	719,490円	664,240円	10%	3,747,172円	3,403,186円	3,141,854円	4.3月	なし	なし	14,787,652円	7	12,900,454円	7	11,909,822円	5
		△18%	△13%	△8%	-	減額後の月額で計算、役職加算凍結 退職手当金50%相当額(△104,500円)の減額											
2	尼崎市	1,059,300円	847,800円	764,750円	なし	4,159,956円	3,551,340円	3,414,205円	3.25月	45%	なし	16,871,556円	4	13,724,940円	4	12,591,205円	3
		△10%	△10%	△5%	-	算定基礎月額を本則の△25%で計算											
3	西宮市	1,206,000円	974,000円	827,000円	なし	6,222,960円	5,025,840円	4,267,320円	4.3月	20%	なし	20,694,960円	1	16,716,840円	1	14,191,320円	1
		なし	なし	なし	-	なし											
4	芦屋市	1,061,000円	885,000円	732,000円	なし	4,927,284円	4,109,940円	3,588,264円	4.3月	20%	なし	17,659,284円	2	14,729,940円	3	12,372,264円	4
		なし	なし	なし	-	算定基礎額を本則の市長・副市長は△10%、教育長は△5%で計算											
5	伊丹市	932,400円	805,580円	717,750円	10%	4,757,571円	4,110,472円	3,662,319円	3.25月	20%	25%	17,065,251円	3	14,744,128円	2	13,136,619円	2
		△10%	△6%	△1%	-	減額後の月額で計算											
6	宝塚市	880,200円	740,000円	647,900円	14%	3,944,837円	3,316,495円	2,903,729円	3.25月	10%	12.5%	15,985,973円	6	13,439,695円	5	11,767,001円	7
		△10%	△7%	△5%	△1%	減額後の月額及び地域手当で計算、役職加算・管理職加算を△50%で計算											
7	三田市	785,600円	667,250円	618,300円	なし	4,053,696円	3,443,010円	3,190,428円	4.3月	20%	なし	16,851,120円	5	13,470,600円	6	11,788,920円	6
		△20%	△15%	△10%	-	減額後の月額で計算											

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧(本則)」

(平成29年4月1日現在)

		報酬月額			期末手当			支給月数	役職加算	年収(報酬+期末手当)					
		支給額			支給額					支給額(順位)					
		議長	副議長	議員	議長	副議長	議員			議長	副議長	議員			
1	川西市	728,000円	653,000円	592,000円	3,756,480円	3,369,480円	3,054,720円	4.3月	20%	12,492,480円	4	11,205,480円	3	10,158,720円	3
2	尼崎市	797,000円	717,000円	640,000円	3,755,862円	3,378,862円	3,016,000円	3.25月	45%	13,319,862円	2	11,982,862円	2	10,696,000円	2
3	西宮市	827,000円	748,000円	687,000円	4,267,320円	3,859,680円	3,544,920円	4.3月	20%	14,191,320円	1	12,835,680円	1	11,788,920円	1
4	芦屋市	737,000円	653,000円	591,000円	3,802,920円	3,369,480円	3,049,560円	4.3月	20%	12,646,920円	3	11,205,480円	3	10,141,560円	4
5	伊丹市	720,000円	646,000円	584,000円	3,393,000円	3,044,275円	2,752,100円	3.25月	45%	12,033,000円	5	10,796,275円	5	9,760,100円	6
6	宝塚市	711,700円	639,400円	587,000円	3,353,887円	3,013,173円	2,766,238円	3.25月	45%	11,894,287円	6	10,685,973円	6	9,810,238円	5
7	三田市	636,000円	549,000円	500,000円	3,281,760円	2,832,840円	2,580,000円	4.3月	20%	10,913,760円	7	9,420,840円	7	8,580,000円	7

<算定方法>

{報酬月額+(報酬月額×役職加算)}×支給月数

川西市の場合

{728,000円+(728,000円×0.2)}×4.3

役職加算 役職段階等に応じて定められた加算割合

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧(削減後)」

(平成29年4月1日現在)

		報酬月額			期末手当					年収(報酬+期末手当)					
		支給額			支給額			支給月数	役職加算	支給額(順位)					
		議長	副議長	議員	議長	副議長	議員			議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
1	川西市	728,000円	653,000円	592,000円	3,756,480円	3,369,480円	3,054,720円	4.3月	20%	12,492,480円	4	11,205,480円	3	10,158,720円	3
2	尼崎市	797,000円	717,000円	640,000円	3,666,299円	3,298,289円	2,944,080円	3.25月	45%	13,230,299円	2	11,902,289円	2	10,624,080円	2
		-	-	-	支給月数を△5%(H29.6.26迄)										
3	西宮市	827,000円	748,000円	687,000円	4,267,320円	3,859,680円	3,544,920円	4.3月	20%	14,191,320円	1	12,835,680円	1	11,788,920円	1
4	芦屋市	737,000円	653,000円	591,000円	3,802,920円	3,369,480円	3,049,560円	4.3月	20%	12,646,920円	3	11,205,480円	3	10,141,560円	4
5	伊丹市	720,000円	646,000円	584,000円	3,393,000円	3,044,275円	2,752,100円	3.25月	45%	12,033,000円	5	10,796,275円	5	9,760,100円	6
6	宝塚市	690,300円	620,200円	569,300円	3,253,039円	2,922,693円	2,682,827円	3.25月	45%	11,536,639円	6	10,685,973円	6	9,810,238円	5
		△3%	△3%	△3%	減額後の報酬月額で計算										
7	三田市	636,000円	549,000円	500,000円	3,281,760円	2,832,840円	2,580,000円	4.3月	20%	10,913,760円	7	9,420,840円	7	8,580,000円	7

阪神7市「部長級等(最高号俸)の状況」

(H29.4.1現在)

No.	団体名	条例上			実適用者			
		給料月額(最低)	～	給料月額(最高)	給料月額(最低)	～	給料月額(最高)	給料月額(平均)
1	川西市	397,000円	～	467,100円	426,400円	～	459,100円	449,375円
2	尼崎市	379,800円	～	543,200円	506,400円	～	536,800円	524,427円
3	西宮市	452,400円	～	540,000円	486,500円	～	516,800円	507,540円
4	芦屋市	369,600円	～	512,100円	418,400円	～	470,000円	456,243円
5	伊丹市	350,300円	～	516,100円	435,700円	～	482,500円	473,050円
6	宝塚市	383,800円	～	484,800円	454,400円	～	474,400円	465,459円
7	三田市	318,300円	～	451,400円	416,800円	～	448,600円	432,469円
6市平均額(川西市除き)		375,700円	～	507,933円	453,033円	～	488,183円	476,531円

※企業会計を除く行政職給料表(1)適用者で、条例本則額で集計

類似団体の区分について

【類似団体とは】

○類似団体とは、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の組み合わせによって、グループ分けされた自治体のことをいいます。

【類似団体のグループ設定】

○指定都市、中核市、特例市、特別区はそれぞれ1区分とされます。

○市町村の類似団体は、人口と産業構造により、下表のとおり、一般市については16類型、町村については15類型に分類されます。

○川西市は下表（一般市）のⅣ-3に分類されます。

（Ⅱ次、Ⅲ次産業が90%以上、Ⅲ次産業が65%以上、人口が15万人以上）

※産業構造は平成22年国勢調査によります。

（一般市）

人口		産業構造	Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満		計	
			Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満		
		類型	3	2	1	0		
以上	未満	Ⅰ						
～	50,000		30	63	116	52	261	
50,000	～		Ⅱ	76	89	80	19	264
100,000	～		Ⅲ	36	34	30	4	104
150,000	～		Ⅳ	27	15	15	0	57
計			169	201	241	75	686	

（町村）

人口		産業構造	Ⅱ次、Ⅲ次80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次80%未満	計	
			Ⅲ次60%以上	Ⅲ次60%未満			
類型		2	1	0			
以上	未満	Ⅰ					
～	5,000		56	55	139	250	
5,000	～		Ⅱ	62	73	109	244
10,000	～		Ⅲ	48	60	40	148
15,000	～		Ⅳ	47	47	29	123
20,000	～	Ⅴ	103	52	8	163	
計			316	287	325	928	

類似団体(IV-3) 特別職給料月額・議員報酬一覧(本則)

		人口	地域 手当	議員 定数	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
兵庫県	川西市	155,500	10.0%	26	1,020,000	827,000	722,000	728,000	653,000	592,000
北海道	釧路市	173,223	0.0%	28	1,035,000	835,000	725,000	600,000	540,000	496,000
	苫小牧市	172,601	0.0%	28	980,000	800,000	680,000	520,000	480,000	440,000
福島県	福島市	282,184	0.0%	35	1,047,600	865,700	783,300	682,000	635,900	599,000
埼玉県	狭山市	152,730	10.5%	22	970,000	815,000	750,000	510,000	460,000	440,000
	上尾市	228,124	6.0%	30	900,000	750,000	695,000	505,000	460,000	435,000
	新座市	165,081	10.0%	26	918,000	767,000	702,000	463,000	420,000	400,000
	久喜市	154,016	6.0%	30	957,000	805,000	737,000	483,000	433,000	410,000
千葉県	市川市	482,544	10.0%	42	1,016,000	837,000	744,000	724,000	652,000	604,000
	松戸市	492,787	10.0%	44	1,050,000	860,000	760,000	720,000	660,000	590,000
	野田市	154,772	6.0%	28	972,000	831,000	750,000	547,000	492,000	450,000
	佐倉市	176,518	9.0%	28	940,000	800,000	720,000	520,000	480,000	460,000
	習志野市	171,970	13.0%	30	950,000	810,000	730,000	540,000	500,000	480,000
	流山市	182,126	7.0%	28	926,500	800,000	741,300	547,900	488,100	458,250
	八千代市	196,144	10.0%	28	946,000	804,000	737,000	520,000	480,000	460,000
	浦安市	167,463	12.0%	21	1,000,000	830,000	750,000	630,000	560,000	520,000
東京都	府中市	257,902	15.0%	30	1,080,000	930,000	680,000	650,000	570,000	550,000
	東村山市	150,541	15.0%	25	943,000	801,000	740,000	558,000	506,000	485,000
神奈川県	鎌倉市	172,352	15.0%	26	961,000	814,000	716,000	579,000	520,000	479,000
	藤沢市	428,846	13.0%	36	1,064,000	893,000	766,000	690,000	610,000	565,000
	秦野市	166,093	6.0%	24	938,000	768,000	684,000	542,000	473,000	433,000
三重県	津市	280,710	6.0%	36	1,130,000	870,000	740,000	670,000	610,000	550,000
大阪府	和泉市	186,370	6.0%	24	990,000	850,000	760,000	660,000	630,000	600,000
兵庫県	伊丹市	196,632	10.0%	28	1,036,000	857,000	725,000	720,000	646,000	584,000
山口県	宇部市	167,484	0.0%	28	940,000	755,000	684,000	551,000	498,000	470,000
	山口市	192,692	0.0%	34	990,000	810,000	712,000	557,000	480,000	449,000
徳島県	徳島市	257,478	3.0%	30	1,118,000	896,000	740,000	714,000	647,000	606,000
平均		220,922	7.7%	29	993,263	825,211	728,652	597,441	540,148	503,898

全国の議員報酬等の状況(順位は議員を基準)

都道府県別平均報酬額

順位	都道府県	議長	副議長	議員
1	大阪府	677,697	629,736	590,691
2	東京都	744,049	651,986	552,620
3	神奈川県	637,211	557,053	515,263
4	奈良県	588,667	514,417	474,083
5	兵庫県	593,093	517,152	470,621
6	愛知県	559,428	499,692	459,776
7	香川県	551,250	486,375	446,875
8	広島県	544,000	486,607	445,071
9	福岡県	537,361	478,886	444,379
10	京都府	542,867	481,133	443,600
11	福島県	513,538	459,838	433,769
12	石川県	528,091	454,636	428,091
13	和歌山県	514,578	462,244	427,156
14	三重県	538,357	469,429	427,000
15	群馬県	496,583	449,667	424,417
16	富山県	508,700	453,200	423,000
17	千葉県	504,322	451,786	422,709
18	鳥取県	528,200	455,500	422,550
19	埼玉県	495,550	440,650	416,100
20	栃木県	523,714	446,571	413,071
21	宮城県	512,643	442,143	412,571
22	岡山県	514,333	449,467	410,800
23	福井県	493,667	426,667	404,222
24	山形県	477,800	428,846	401,338
25	沖縄県	478,909	427,273	399,909
26	青森県	466,980	422,150	395,320
27	静岡県	481,217	426,578	393,817
28	山口県	490,462	426,215	392,846
29	佐賀県	478,100	416,600	389,100
30	徳島県	473,000	418,125	388,125
31	愛媛県	483,964	413,464	384,364
32	岐阜県	454,512	406,655	379,774
33	茨城県	448,969	402,938	378,719
34	長崎県	469,308	401,769	378,385
35	大分県	445,357	397,571	374,143
36	宮崎県	448,667	393,778	373,667
37	滋賀県	469,692	407,385	371,423
38	北海道	453,343	402,343	368,743
39	熊本県	434,786	393,986	368,450
40	秋田県	430,385	387,385	367,077
41	長野県	462,132	394,721	364,858
42	島根県	440,750	380,250	353,938
43	山梨県	392,615	361,154	348,923
44	新潟県	430,815	363,735	341,095
45	岩手県	418,071	359,714	336,500
46	高知県	410,996	359,657	330,103
47	鹿児島県	424,305	346,153	321,395
	全国平均	516,600	456,158	421,016

圏域別平均報酬額

順位	圏域	市数	議長	副議長	議員
1	近畿	111	590,161	528,152	487,898
2	関東	203	565,051	499,583	453,929
3	東海	96	514,667	457,410	421,693
4	中国	54	506,404	443,691	407,809
5	九州・沖縄	118	471,338	412,716	385,741
6	東北・北海道	112	464,725	411,771	383,702
7	四国	38	474,699	414,219	382,609
8	北陸・甲信越	82	461,461	400,517	376,429
	全国平均		516,600	456,158	421,016

兵庫県圏域別平均報酬額

順位	圏域	市数	議長	副議長	議員
1	神戸	1	1,140,000	1,040,000	930,000
2	阪神	7	736,671	657,914	597,286
3	播磨	13	557,846	488,077	444,615
4	淡路	3	468,333	392,667	361,000
5	丹波・但馬	5	449,200	365,800	334,800
	兵庫県平均		593,093	517,152	470,621

人口区分別平均報酬額

順位	人口	市数	議長	副議長	議員
1	50万以上	35	915,219	816,074	721,446
2	40～50未満	22	749,773	679,559	626,127
3	30～40未満	27	721,807	652,285	591,963
4	25～30未満	22	707,559	637,105	576,636
5	20～25未満	24	665,238	590,600	528,979
6	15～20未満	53	583,458	525,217	487,567
7	10～15未満	104	544,599	485,710	451,547
8	5～10未満	258	475,036	418,431	390,151
9	5万未満	269	412,056	355,732	330,320
	全国平均		516,600	456,158	421,016

近畿圏人口区分別平均報酬額

順位	人口	市数	議長	副議長	議員
1	50万以上	5	974,200	881,600	806,600
2	40～50未満	5	774,800	715,660	658,160
3	30～40未満	5	734,000	677,000	625,800
4	20～25未満	3	725,567	663,467	610,333
5	25～30未満	4	714,250	657,250	608,500
6	15～20未満	4	670,750	624,500	581,750
7	10～15未満	17	629,765	571,382	529,294
8	5～10未満	44	535,936	475,743	440,816
9	5万未満	24	462,042	395,417	363,250
	近畿圏平均		590,161	528,152	487,898

※全国市議会議長会「平成28年 市議会議員報酬に関する調査結果」より集計

※平成28年12月31日現在での、実支給額をベースに調査したもの。

一般職給与改定状況(前回の答申で反映済みの平成25年度を100,000円とした場合)
【人事院勧告ベース】

年度	人事院勧告率 (%)	川西市改定率 (%)	H25起点増減率 (対:人勧改定率)	H25起点金額 (対:人勧改定率)
平成25年度	—	—	—	100,000円
平成26年度 (人事院勧告)	0.27	0.30	1.0027	100,270円
※1 平成27年度 (国:給与の総合的見直し)	△ 2.00	—	0.9826	98,265円
※2 平成27年度 (人事院勧告)	0.36	△ 4.00	0.9862	98,618円
※3 平成28年度 (川西市:給与の総合的見直し)	—			
※4 平成28年度 (人事院勧告)	0.17	0.00	0.9879	98,786円
・前回の答申では、平成25年度までの川西市改定率を反映済み			平成25年度比 (対:人勧改定率)	98.8%

※1 国の給与の総合的見直し(△2.0%)は、平成27年4月1日実施。

※2、3 川西市は平成27年度人事院勧告+0.36%を含めた給与の総合的見直し(全体で△4.0%)を、1年遅れで実施。

※4 川西市は平成28年度人事院勧告+0.17%を見送り。

一般職給与改定状況(前回の答申で反映済みの平成25年度を100,000円とした場合)
【部長級ベース】

年度	人事院勧告率 (%)	部長級改定率 (%)	H25起点増減率 (対:部長級改定率)	H25起点金額 (対:部長級改定率)
平成25年度	—	—	—	100,000円
平成26年度 (人事院勧告)	0.27	0.10	1.0010	100,100円
※1 平成27年度 (国:給与の総合的見直し)	△ 2.00	—	1.0010	100,100円
※2 平成27年度 (人事院勧告)	0.36	△ 6.55	0.9354	93,543円
※3 平成28年度 (川西市:給与の総合的見直し)	—			
※4 平成28年度 (人事院勧告)	0.17	0.00	0.9354	93,543円
・前回の答申では、平成25年度までの川西市改定率を反映済み			平成25年度比 (対:部長級改定率)	93.5%

※1 国の給与の総合的見直し(△2.0%)は、平成27年4月1日実施。

※2、3 川西市は平成27年度人事院勧告+0.36%を含めた給与の総合的見直し(全体で△4.0%)を、1年遅れで実施。

※4 川西市は平成28年度人事院勧告+0.17%を見送り。

平成28年度 県内29市ラスパイレース指数の状況及び川西市の推移

No	団体名	平成28年度	順位
1	芦屋市	102.6	1
2	川西市	102.1	2
3	洲本市	101.8	3
4	姫路市	101.6	4
5	伊丹市	101.5	5
6	明石市	101.4	6
7	西宮市	101.4	6
8	加古川市	101.2	8
9	小野市	100.9	9
10	神戸市	100.8	10
11	三田市	100.4	11
12	尼崎市	99.6	12
13	三木市	99.6	12
14	高砂市	99.5	14
15	篠山市	99.4	15
16	加東市	99.3	16
17	加西市	99.1	17
18	西脇市	99.0	18
19	宝塚市	99.0	18
20	たつの市	98.6	20
21	相生市	98.4	21
22	淡路市	98.4	21
23	南あわじ市	97.4	23
24	宍粟市	97.4	23
25	朝来市	97.0	25
26	丹波市	96.4	26
27	赤穂市	96.2	27
28	豊岡市	95.5	28
29	養父市	95.4	29

年度	川西市 ラスパイレース 指数推移	参考値 ※
平成 4年度	106.4	—
平成 5年度	106.6	—
平成 6年度	106.3	—
平成 7年度	105.9	—
平成 8年度	105.7	—
平成 9年度	105.2	—
平成10年度	104.8	—
平成11年度	104.6	—
平成12年度	104.2	—
平成13年度	103.7	—
平成14年度	103.2	—
平成15年度	100.7	—
平成16年度	98.9	—
平成17年度	98.9	—
平成18年度	99.9	—
平成19年度	102.6	—
平成20年度	100.0	—
平成21年度	100.5	—
平成22年度	102.2	—
平成23年度	102.4	—
平成24年度	110.5	102.1
平成25年度	110.2	101.8
平成26年度	99.9	—
平成27年度	100.8	—
平成28年度	102.1	—

ラスパイレース指数とは、国家公務員の平均給料を100としたときの地方公務員の給料水準のこと。100を超えると給料水準が高め、100未満だと給料水準が低めという見方ができる。

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

●川西市のラスパイレース指数の状況 【詳しい内容については、審議会当日にご説明します】

平成28年度については、国が平成27年度に行った給与の総合的見直し(△2.0%改定)を、川西市は平成28年度に給与の総合的見直し(△4.0%改定)を行っており、措置が1年遅れたため、一時的にラスパイレース指数が上昇しています。

しかし、川西市では給与の総合的見直しを国の△2.0%を上回る△4.0%の削減率で行っており、平成29年度の川西市のラスパイレース指数は低下するものと見込んでいます。

平成26年12月総務生活常任委員会議事全文

議案第66号 川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局より説明を願います。

総務部長。

◎総務部長（小田秀平） それでは、議案第66号 川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の議66-1ページをごらんください。

本案は、川西市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長を初めとする特別職職員の給料及び市議会議員の議員報酬の月額を改定することに加え、特別職の給料の額を平成30年12月まで減額するとともに、市長の期末手当支給額を平成27年6月から平成30年6月まで減額するため、関連する条例の一部を改正しようとするものであります。

議66-2ページをお開きください。

改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条では、市長の給料月額104万円を102万円に、副市長の給料月額84万3000円を82万7000円に引き下げようとするものであります。

次に、当該付則におきまして、市長の給料月額を平成27年1月から平成27年3月までは20%、平成27年4月から平成30年12月までは18%減額し、副市長の給料の月額を平成27年1月から平成27年3月までは15%、平成27年4月から平成30年12月まで13%減額するとともに、市長の期末手当支給額を平成27年6月から平成30年6月までの間において、1回目は10万4658円を、2回目以降は10万4500円減額しようとするものであります。

次に、議66-3ページをお開きください。

第2条では、川西市教育委員会教育長の給料の月額73万6000円を72万2000円に引き下げようとするものであります。

また、当該付則におきまして、川西市教育委員会教育長の給料の月額を平成27年1月から平成27年3月までは10%、平成27年4月から平成30年12月までは8%減額しようとするものであります。

次に、第3条では、川西市議会議員の議員報酬の月額につきまして、議長、74万2000円を72万8000円に、副議長、66万6000円を65万3000円に、議員、60万3000円を59万2000円に、それぞれ引き下げようとするものであります。

次に、第4条では、川西市上下水道事業管理者の給料月額73万6000円を72万2000円に引き下げようとするものであります。

また、当該付則におきまして、川西市上下水道事業管理者の給料の月額を平成27年1

月から平成27年3月までは10%、平成27年4月から平成30年12月までは8%減額しようとするものであります。

次に、第5条では、議66-4ページに移りまして、川西市病院事業管理者の給料月額82万5000円を80万9000円に引き下げようとするものであります。

また、当該付則におきまして、川西市病院事業管理者の給料月額を平成27年1月から平成27年3月までは10%、平成27年4月から平成30年12月までは8%減額しようとするものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものであります。特別職等の平成27年1月から3月までの給料月額の減額に係る規定につきましては、平成27年1月1日から施行しようとするものであります。

なお、条例改正条項の詳細につきまして、本日、参考資料を配付させていただいておりますので、担当課長から引き続き説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（秋田修一） 職員課長。

◎職員課長（岡本匠） それでは、説明させていただきます。

お手元の特別職の給料（報酬）改正の条文対応表についてをごらんください。

よろしいでしょうか。

まず、こちらは、縦軸につきましては、それぞれの特別職について記載してございます。横軸につきましては、改正前と改正後に分けさせていただいております。改正前、平成26年12月までとしておりますのは、現在の条例の期限が12月までということになっておりますので、記載させていただいているものです。改正後につきましては、27年1月から3月と27年4月から平成30年12月と2段階に分けさせていただいているものでございます。

それぞれの条例本則上の給料月額と特例措置を実施している部分については特例措置を、実支給額をそれぞれ記載させていただいているものでございます。

平成27年1月から3月の区分につきましては、それぞれ特例措置のところを100分の80、100分の85などということで記載させていただいております。それぞれのどの条文に該当するのかということも記載させていただいております。これは、平成27年3月までは現在の特例措置を継続するという意味合いでございます。平成27年4月から平成30年12月につきましては、この本則につきまして、例えば市長であれば104万円を102万円に下げさせていただいて、特例措置を従来100分の80であったものを100分の82という形に変えさせていただくというものでございます。それぞれ下段に今回の条例案の該当部分というのを記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（秋田修一） 説明は終わりました。

質疑、意見を一括してお受けいたします。

ご質疑等はありませんか。

安田委員。

◆委員（安田忠司） 今のこの議案にかかっている内容はよくわかりました。短時間でいいんですけども、川西市特別職報酬等審議会のことを回数とか主な内容とかいうことだけ、簡単で結構ですから、ちょっとおさらいだけしていただけないですか。

○委員長（秋田修一） 職員課長。

◎職員課長（岡本匠） 特別職報酬等審議会の概要ということでございます。

まず、この特別職報酬等審議会につきましては、平成4年に開催されまして、それ以降、開催されておらなかった状況にございました。今年度に入りまして開催させていただいたものでございます。

平成26年5月12日から5回にわたって審議を行っていただきました。委員につきましては、規則で10名ということになっておりまして、10名の委員さんをお願いしたものでございます。委員の詳細を申し上げますと、まず学識経験者が3名と、市内公共団体の代表の方が7名ということになっております。

審議会の概要でございますけれども、まず、いろいろご検討いただきまして、どこと比較するのだという部分がございます。事務局のほうでもさまざまな資料を提出させていただきました。例えば近畿圏であるとか北摂7市、そういったものも比較はさせていただきました。ただ、審議会の中では、特に行政・生活圏が類似している阪神間の6市で行うのが適切ということで判断されたものでございます。

阪神間の比較では、平成16年から24年までにそれぞれの市で特別職報酬等審議会が開催されておりまして、おおむね全て引き下げの改定をされておったところがございます。そういった状況の中で、阪神6市での平均との比較で川西市の状況がどうかということをお判断いただきまして、川西市のほうで低くなっているということで、引き下げが可能な水準であるということをお判断されたものです。

開催回数につきましては、5回ということになります。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） 今の説明の補足というのか、確認ですけども、阪神間で59万4833円ということで私は数字をつかんでいるんですけども、こういう内容も含めてということで今回答があったんですね。それに対して、59万2000円は1.9%ぐらいなので、まあまあ妥当だろうということで報酬審ではまとめられたという理解でいいですか。

○委員長（秋田修一） 職員課長。

◎職員課長（岡本匠） 阪神間の比較もさせていただいて、その上で、職員の人事院勧告、平成4年から平成25年までの結果を積み重ねさせていただいて、その結果がマイナス1.9%となるということで、これを適用すべきということで答申をいただいたというところでございます。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） いや、阪神間のやつは、念のために確認するけれども、59万4833円ぐらいということで理解しておいたらいいの。

○委員長（秋田修一） 総務部長。

◎総務部長（小田秀平） 数字的には、今、委員ご質問のとおりでございます。

補足をさせていただきますと、先ほど言っていますように前回の改定というのが平成4年で、それ以来二十数年間、放置されてきたというような状況の中で、この審議会の中でも、一定期間ごとに、改定の有無にかかわらず、やはり検証という意味では開きなさいという意見もいただいた中で、今回出てきておりますのが、その間の一般職の人事院勧告の比較でいいますと1.9%の減であったと。これで試算いたしますと、経済圏、文化圏が同じ、いわゆる阪神間と比較しても、それぞれ平均の額に近づいてくるということで、考え方としては妥当ではないかということが、あわせて判断されたということでございます。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） よくわかりました。

あと2点、川西の一般職は平成25年4月から来年まで課長は5%、あと2%、3%ということで、ちょっと辛抱していただくというのか、引き下げをさせていただいているんですけれども、25年まで、平成4年からの平均が98%ということで、1.9%が妥当やろうということで聞きました。

ただ、私が議員になった平成2年以後、平成13年ぐらいまでかな、ほかは議員報酬が上がっておって川西はずっと据え置きやったんですよ。10%ぐらい上げると僕らは言うておってんけれども、ずっと据え置きになっておって、それが今ご説明があったように、バブルがはじけて、ほかの自治体というのか、市議会議員も含めて、ずっと引き下げになったんやけれども、要は平成13年ぐらいまで10%上がっておって、それから12%弱ぐらい減っているという経過は、ちゃんと皆さん知ってくれているのやろうな、この報酬審の中でも。

○委員長（秋田修一） 職員課長。

◎職員課長（岡本匠） 当然、平成4年からの人事院勧告の状況であるとか、資料としてお示しさせていただいて、審議会の中で、平成4年から13年度までは上がっておりましたと。その間、議員の皆さんについては上げるということはしておりませんでしたと。一方、平成14年からは下がる傾向にございまして、そこからは反対に下げたおらないと。そういう状況でございますということのご説明はさせていただきました。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） もう一点だけ、これは30年の12月までということで、任期中ということですが、今、部長から説明があったように、以後、報酬等審議会は、我々が報酬等審議会の開催をして中身を検討してほしいとお願いしたときに、上げる上げへんは別にして、他市の状況なり川西の財政状況や一般の職員の方々との比較とかいうことで、

4年に1回ぐらいはやってほしいということですが、今もおおむね4年に1回と言うてはってんけれども、それは議員の改選前とかいろいろあるんやけれども、4年に1回というのはどんなスパンで考えていますか。

ことは議員の改選前にやったでしょう。だから一番いいのは、議員の改選前に既にしておいて、こういう議会で下がる下がれへんということも、上がったりがったりするのはここでせなあかんねんけれども、その状況も含めて、今言うているように前の年度にしておいたほうがいいなと思うねんけれども、4年に1回ということと、4年に1回の時期はいつごろかということが、もし感触的にわかっておったら、ちょっと教えてほしいということだと思っています。

○委員長（秋田修一） 総務部長。

◎総務部長（小田秀平） 先ほど申し上げましたように、今回の報酬等審議会につきましては、長年開かれていなかったという事態を受けまして、少なくとも1任期中に1回ぐらいは、結果は別にして検証してはどうやと。その結果として、上がる場合もあれば、下がる場合もあるでしょうと。あるいは、引き続きということもあるでしょうと。そういうご指摘を賜っております。

今回につきましては、開催時期の関係もありまして、ちょうど今ご質問がありましたように選挙という部分で、新しい任期の議員さんの分をいつの段階で決めるのがいいんだと、非常に微妙な時期に差しかかってきたというのも1点ございます。

したがって、4年に1回というご意見を賜っておりますから、今後、きちっと4年後ということではなしに、いつの時期がいいのか。あるいは、4年間ということではなしに、その間に例えば物価変動等大きな動きがありましたら、当然それは期間を短くしてやるというようなこともあわせて、ご意見も賜っておりますので、その辺はこれから慎重に考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） 一般的には4年に1回ぐらいはするということで理解しておいたらいいねんね。わかりました。

ちょっと意見とか賛否は後で言います。

○委員長（秋田修一） ほかにご質疑はありませんか。

住田委員。

◆委員（住田由之輔） 議員以外では、特別にこの間、自主的に引き下げを決めてやられておるわけですが、そういうのがありながらも、今回一律に1.9%下げるというふうに答申された趣旨といいますか、思いというのは、どの辺にあったんでしょうか。

○委員長（秋田修一） 職員課長。

◎職員課長（岡本匠） 審議会の中で、まず最初に共通認識として持たれたのが、本則について議論をするんだということだございまして、その中で、他市の本則と比較した上で、それと職員の人事院勧告の状況なんかを考えた上で、1.9%という判断をされたもので

ございます。

○委員長（秋田修一） ほかにご質疑はありませんか。

加藤委員。

◆委員（加藤仁哉） 今、この特別職等報酬審議会の開催が平成4年以来行われていなかったその特別な理由というのは、僕たち新人議員にとってはちょっとわからないことなので、お聞かせ願えますか。

○委員長（秋田修一） 総務部長。

◎総務部長（小田秀平） 特にルールとして、例えば私ども地方公務員が国家公務員に対する人事院が行います人事院勧告でありますとか、それに対する国家公務員の給与改定勧告を踏まえて見直していくとかいうようなルールというのは、特別職あるいは議員の報酬につきましては、開催時期という意味ではございません。

ただ、その前から申しますと、平成4年に開かれて、それ以降ということなんですけれども、その前がちょうどバブル経済の一番右肩上がりの時代でして、私ども職員の給与改定もかなりの高率でなされてきたという部分がありまして、大体それに連動して、逆転現象が起こらないということで、3年に1回なり4年に1回なりぐらいのペースで開かれてきたというのが、それまでの経過でございます。

今思いますに、平成4年に開かれて、その後が、ちょうど3年ぐらいになりますと平成7年ということになるんですけれども、ご承知のように平成7年1月17日にこの地域を未曾有の災害が襲ったと。そういう状況の中で、日本国全体の経済状況を見ながらということじゃなしに、この地域全体のいわゆる判断として、引き上げとかそういうことはないだろうというようなことで一度見送られた経過の中で、その後はほとんど推移がないか、いわゆる微増・微減にとどまってきたということの中で、結果として二十何年間開かれていなかったというようなことになったのではないかなと。今となつては推察するしかないんですけれども、結果としてそういう状況になっておるということでございます。

○委員長（秋田修一） ほかにご意見はありませんか。

住田委員。

◆委員（住田由之輔） 質疑等がなかったら、私としては修正案を出したいと思っているんです。

ぜひそれに賛同していただきたいなと思っていますけれども、私の修正案を皆さん方にお知らせするために、若干休憩をとっていただければありがたいんですが。

○委員長（秋田修一） 住田委員のほうから、休憩の提案がありました。委員の皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（秋田修一） それでは、しばらくの間、休憩します。

△休憩 午後1時28分

△再開 午後1時59分

○委員長（秋田修一） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、第66号の議案について、原案に対する質疑を終結して、本案に対して修正案が提出されておりますので、提案者より修正案についての説明を受けたいと思いますが、まず修正案の配付を願います。

（修正案配付）

○委員長（秋田修一） それでは、提案説明を願います。

住田委員。

◆委員（住田由之輔） では、修正案の提案をさせていただきます。

川西市特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案でございます。

第3条のうち川西市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年川西市条例第32号）第2条の改正規定中「728,000円」を「667,000円」に、「653,000円」を「619,000円」に、「592,000円」を「572,000円」に改めるという修正案でございます。

ぜひ審議をしていただいて、ご賛同いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○委員長（秋田修一） 説明は終わりました。

それでは、修正案に対する質疑をお受けいたします。

ご質疑等はありませんか。

安田委員。

◆委員（安田忠司） これ、72万8000円というのは議長やと思うんですけども、議長、副議長、議員でそれぞれ何%引き下げになりますか。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） すみません、それが漏れておりました。

議員が5%、議長が10%、副議長が7%でやっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） もう一点、これは期限がないねんけれども、原案では期限は任期中ということになっているんですけども、これは期限がないということは、いつまでもということですね。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） そうです。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） あと3点ですけども、これはずっと昔というのか、1年ほど前の話ですけども、議会改革・改善の検討について議会運営委員会がありましたとき、定数や議員報酬を検討していただきましたときがありました。私ども前交渉団体である民主市民クラブが5%下げると言ったときに、議運のほかの交渉団体の人は、いや、下げんでよろしい

ということで、ゼロになったので、私どもとしては納得いかないということで本会議にかけましたけれども、否決されました。

その過程の中で、日本共産党議員団さんは4月のときに、議員報酬については歯どめをかけて、もうこれからは下げんでもいいんじゃないか、あるいは8月のときにもある委員の方が同じようなことを言われていまして、審議会を開催するかしないかわかれへんけれども、うちの交渉団体としてはそれは下げなくていいということで言われていますけれども、今回こういう提案をされたということは、なぜ変わったんですか。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） それは我が交渉団体に対する質問というふうに感じますけれども、直接的に私の修正案に対するものではないと思いますが、しかし聞かれたわけですから、お答えをさせていただきます。

一つは、先ほどの安田委員の発言の中で、それが正確な発言かどうかというのは私もちよっと疑問であります。ただ、一定議運の中で議員定数、議員報酬を審議される中で、議員報酬に対して議運で一致しない、そういうような状況があり、議運の中では、もう議員報酬については削減をする方向では言わない、そういうふうに一致された。そういう中で、安田委員の所属されていた交渉団体が、その後で出されてきた。ということは、議運で決められたことがほごにされて出されたというふうには我が党としては受けとめ、議運の交渉団体で一致したことをやるべきではないかという立場でそれに反対したという経緯であるということだけは言うておきます。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） 共産党さんは、4月23日の議運で、報酬等については歯どめをかけなければいけないということで、はっきり言われているんです。同じときに、議員報酬はカットしないということで言うてはります。

8月には、議長、副議長、議員の報酬も含めて一律削減はやっぱりおかしい、基本的に報酬は下げないということではっきり言われているということだけ言うておきます。今の内容で変遷されたということがわかりました。

もう一点、提案者にお聞きしたいんですけれども、特別職の市長、副市長以下は1.9%でいいと。要は議員側は議長、副議長、議員も含めて10%、7%、5%。それは何でそういうぐあいに、同じ特別職でも違うしということで、しかもパーセンテージが大幅に違うねんけれども、その根拠はどういう数字から10%、7%、5%ということを出されていますか。数字の根拠をちょっと見せてほしいねんけれども。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） 一つは、議員以外の特別職では既に自主的にカットをされている。市長の場合は20%というカットでありますけれども、それらを勘案したことが一つあります。

今、職員の皆さん方は、3年間、川西市独自にカットされているという経緯があります。

あわせて、職員の皆さん方は、この間、人事院勧告などで給与は相対的に引き下げられている。そういうものを総合的に勘案して、議員1人当たり5%、議長10%、副議長7%というふうに決めさせていただきました。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） 最後の一つ聞きたいんやけれども、この議案に対案して修正案を出されたのがなぜこの時期かということをちょっと聞きたいねんけれども。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） うがった考えをされたらまずいというのが前回の安田委員さんなんかが出された時期だと思うんですね。ですから、やっぱり早目にこういうものは決めたほうがいいだろうし、たまたまタイミングといいますか、特別職報酬等審議会から出されてきた、こういうような状況のもとで、本来ならば報酬等審議会から出された結論を一度は議会でもむべき、こういう条例の出し方だと思っておりますけれども、今回、我が党が報酬等審議会に出された答申を一度は議運の中でもんではどうかということも提案させていただく中でも、残念ながらそれができなかったという経緯もあります。

これまで多々、議員定数、議員報酬をどうするかということでは、この間ずっと本当に、4年ではなくて、その前からも言われる中で、やっぱり一定、私どもは議員定数を削減よりは議員報酬を削減するというので、余りいい使い方ではありませんけれども、身を切る形で市民には提案していこうという思いもあり、今回、早目の提案というふうになりました。

○委員長（秋田修一） 安田委員。

◆委員（安田忠司） 提出者の住田委員のほうに私のほうからちょっと言っておきたいのは、議会運営委員会でなかなか決まらなかったと。先ほど言った5%、10%、3%で、それぞれやっぱり態度を決めかねているというようなことがあって、それであれば、やっぱり議会側として議員側としてなかなか決めにくいなということで、特別職報酬等審議会にかけようということで投げかけたはずなんですけれども、それについては了解している。その答申に対して了解しているかどうかというのは別にして、投げかけたいききつからいったら、そういう報酬等審議会の答申は尊重すべきじゃないかということだけ、ちょっと言っておきます。

○委員長（秋田修一） ご意見ですね。

ほかにご質疑はありませんか。

（「修正案に対してですか」の声あり）

○委員長（秋田修一） はい、もちろん修正案に対するご質疑ということになります。

多久和委員。

◆委員（多久和桂子） 私がもと所属していた交渉団体、民主市民クラブのときなんですけれども、平成25年9月定例会のときに、私は、やっぱりますます厳しくなる状況の中で、議会も市民や行政とともに改革に取り組む一つの意味表明の形として議員報酬の削減

は必要だと思ひまして、議員みずからも議員報酬削減に協力しましょうと賛成討論した経緯があるんです。

そのときには、やっぱり今横にいる安田委員としっかりと議論をして、そういう運びにして、そしてほかの、今提案された交渉団体のところからもなんですけれども、引き下げないと言われて、反対された経緯もあるんです。

今回、そういった中で出された議案というのは、報酬等審議会の中でもまれて出されたということですので、やっぱりこれは今回尊重していくべきじゃないかなと思っていますので、今回のこの修正案に対しては、賛成はできないかなという立場で反対を。

○委員長（秋田修一） ご意見ですね。

ほかに質疑はありますか。

加藤委員。

◆委員（加藤仁哉） 日本共産党議員団の議会運営委員会の中の意見をうちの交渉団体のほうでちょっと調べておりましたけれども、基本的には前回と変わりません。「議員報酬はカットしないで、そのままいいだろうというふうに思っています。」と日本共産党議員団様が言われているということについて、「理由については、前回は述べましたけれども、うちがそれこそ減らしたら、また他市町もきっと減らしていくというような部分は、公務員の数、公務員の給与も全国的に同じ流れをとっています。今の本当にこの経済状況の中で、国民の所得をしっかりと引き上げていくところをとるならば、どこかが踏みとどまって給与、それから報酬等については歯どめをかけていかなければならないというふうに思っています。」というふうに言われているというのを、うちの交渉団体のほうで、ちょっとその辺の意見について話し合いましたけれども、基本的には人事院勧告で修正されている今回出された川西市特別職報酬等審議会の意見にうちの交渉団体も従うというようなことだと思うので、誰が言われたかというのは言わないですけれども、その辺、先ほど住田委員が言われていたように団体としての意見としてこれを出してはるのかということをお聞きしたいなと思ひまして。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） すみません、それはいつの発言になっていますか。

○委員長（秋田修一） 加藤委員。

◆委員（加藤仁哉） 平成25年4月23日ということ。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） 私どもの立場というのは一貫していると思っています。つまり一貫しているのは、まず議員定数削減は、私たちはすべきではないという立場をとっております。議員報酬というのは、ある一定の段階で、さまざまに提案もあり、私どもも削減すべくということで一度5%削減をしたというのが、8年前でしたか、12年ぐらい前でしたか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういうことは全交渉団体一致でやったこともあります。

ですから、全く下げない、拒否するなんていう立場を一貫してとっているということではありません。そのときそのときで、やっぱりある一定、社会状況も考慮してやっているというのが実態であります。

今言われた発言の中で、私どもが注意しなければならないのは、その発言の全体的な状況というのを考慮して、勘案して、やっぱりとらえなくてはならないということがあって、前の状況の中で、先ほど安田委員に言わせていただいた議運の中でどうのこうのという中での発言というのがありますし、市全体で、また国全体での状況はどうであったから、そういう発言をしたというのいろいろあると思いますので、私はそれを言われた状況というのがちょっと思い出せませんので、何とも申し上げられませんが、一貫して削減するなということではなくて、そのときそのときで議員報酬というのは決めさせていたっているというのが実態です。

ただ、注意というよりは、今の状況の中でも、職員の皆さん方の報酬は下がってきているというふうな状況があり、また特別職のほうは自主的にカットしてきているというような方向もあり、やっぱりここは、今の段階では意見としては5%のカットはやっていくべきだろうな。こういう思いで提案させていただきました。

○委員長（秋田修一） 加藤委員。

◆委員（加藤仁哉） 今、住田委員が言われた、交渉団体としての意見じゃなくて、それは個人的な意見で言われているのですかね。そのときそのときによって給与を変更していくというような意見を言われていますけれども、そこは何か一貫して削減されるということをやられていますけれども、今回、特別職報酬等審議会のほうから出てきた意見というのは、多分審議会の中でいろんな情勢を踏まえた上でこういう形で出てきている。その中で議員の報酬だけを日本共産党議員団さんは修正したいという、交渉団体の話ですか。

○委員長（秋田修一） 住田委員。

◆委員（住田由之輔） ここに出てきている以上は、交渉団体の代表として出てきております。私一人の考えではありません。

今回修正しているのが、第3条、議員の報酬だけあります。といいますのは、今言われましたように報酬等審議会の答申というのは尊重させていただいております。それをはねのけて引き上げということで私どもは言うているわけじゃないんです。それにプラスしてさらに下げましょう。1.9%に足して、あと3.1%プラスということにはなるんですけども、報酬等審議会のほうの意見も尊重しながらも、なおかつ、より私どもとしてはカットすべきであろうなという形で言わせていただいておりますので、報酬等審議会の意見というのは尊重しております。

○委員長（秋田修一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋田修一） 質疑がなければ、修正案及び原案についてのご意見をお受けしたいと思いますが、ご意見のほうは。

安田委員。

◆委員（安田忠司） 修正案は、先ほどから住田委員が言っているように七、八年前に、ある時期1年間だけ5%下げた時期がありました。その後、選挙があつて新しいメンバーになったらもとに戻したと。もちろん期限つきの引き下げをしたということがあります。

ただし、この修正案は、先ほどから私が言いましたように、議運で5%にするか10%にするかそれぞれこうしていろいろ言うている中で、議会、議員側として決まれへんなど。それであれば、長い間休会していたが、開催していただいた特別職報酬等審議会を経て、その答申について慎重に扱って従おうじゃないかというような雰囲気、体制だったと思うので、私は住田委員のところ提案されている、さらに上乘せしてと言うんやったらそのときにしたらいいだけであつて、何でこんなときにするのかというのが腑に落ちん。

だから、修正案には反対です。原案賛成です。

○委員長（秋田修一） ご意見ですね。

ほかにご意見お受けしますが、ご意見よろしいですか。

多久和委員。

◆委員（多久和桂子） 意見としては先ほど申し上げました。

○委員長（秋田修一） そうですね。

ほかにご意見は。

住田委員。

◆委員（住田由之輔） 繰り返しになりますけれども、報酬等審議会の審議過程、また答申、これを尊重させていただいております。なおかつ議員として、第3条にあります議員のみの報酬のところでの削減、これはやはり今、職員の皆さん方が大幅に給与をカットされているような状況、議員以外の特別職が自主的にカットされている、こういう状況を勘案して修正案を出させていただいておりますので、修正案に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

○委員長（秋田修一） ほかにご意見よろしいですか。

加藤委員。

◆委員（加藤仁哉） うちの交渉団体の考えとしては、川西市特別職報酬等審議会の提案に従うということで、そして、できれば人事院勧告に伴う修正が入った年、それが無理であれば2年ごとに行う。それに従うというのが、うちの交渉団体のまとまった意見ですので、この修正案については反対しますということです。

○委員長（秋田修一） 吉富委員。

◆委員（吉富幸夫） 私も加藤委員と同じ意見なんですけれども、1点は、職員の給与は人事院勧告で大体、参考ですわね、そのとおり云々ということは、以前にちょっと言わせていただいたんですが、独自給料表がつくれないので、人事院勧告を尊重するということがなんですけれども、人事院勧告とかそれを尊重する機関というのが、この特別職報酬等審議会だと思いますので、それは年に一度必ず、民間給与、いろんな角度から出されてくる

ものなので、その辺のところは審議会もそういう人事院が勧告されるような時点に毎年やっぱり出すべきやと思うんです。議員がそれを尊重するという報酬のあれでいいと思いません、特別職も。

それでもまだ全体の情勢から下げなければいけないとか、上げなければいけないとかいうふうなときは、これはやっぱり議会全体の議会運営委員会できちっと方向性を決めて結論を出すべきであると。その中でも従えなければ、今おっしゃっているように日本共産党議員団、交渉団体として、こういう形で提案させていただくというふうなことで修正案を出されるとか、こういう手順はやっぱりこれから踏むべきではないかというふうに思いますので、私は修正案には反対、原案には賛成させていただきます。

○委員長（秋田修一） ほかにご意見は。

上田委員。

◆委員（上田弘文） 私も、交渉団体といっても2人の交渉団体なんですけれども、相談しましたところ、今のほぼ吉富委員と同じ感覚でございます。

先ほどの休憩前のときに4年に1回というふうなことを聞きましたが、それは、やはり今、吉富委員がおっしゃっておられたように、1年ぐらいで人事院勧告のほうが出るのであれば、やっぱりその都度そういうふうな形に持っていったほうがいいのではないかなとは思っております。

よって、原案のほうに賛成で、修正案としては反対とさせていただきます。

終わります。

○委員長（秋田修一） ほかにご意見はよろしいですか。

大崎副委員長。

◆副委員長（大崎淳正） 我が交渉団体も、この修正案には反対です。長い間、議運で時間をかけ、そして多くの議員が自分の思いと、それから交渉団体の思いを結集させながら決め切れなかった。いえば、この報酬等審議会、冷静な第三者委員会に任せた上での結論です。そして、一定の合理性を持った回答を得たわけであります。

共産党さんの言われる5%、7%、10%のカットは、それはそれであえて勇気を持って提案されていることで、そこは評価したいとは思いますが、長い間、平成4年から報酬等審議会が開かれないうまま今日に至った経緯を考えたときに、一旦冷静な形と合理性を持った報酬の決定、これに従った上で、ほかの委員さんが言われたみたいに別の手順を踏んだ上で、ある程度身を切った改革、もちろんそれは素晴らしいことだと思いますけれども、その提案はまた別途行うべきだと考えますので、本修正案には反対いたします。

○委員長（秋田修一） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（秋田修一） それでは、採決に入りたいと思います。

まず、修正案について、挙手により採決をしたいと思います。

それでは、修正案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 (秋田修一) 挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、お諮りをいたします。

原案について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 (秋田修一) 挙手多数であります。

よって、議案第66号の原案は可決されました。